

医政発 0520 第 15 号
令和 8 年 5 月 20 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令 63 号。以下「改正省令」という。）については、別紙のとおり令和 8 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の趣旨及び制定の内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所番号の付与の方針については、追って通知する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正省令について

(1) 改正の趣旨

- 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所とされ、法第 21 条第 1 項に基づき、歯科技工所の開設者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項について都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。また、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場合は、法第 18 条に基づき、歯科医師の指示書によらなければならないこととされ、当該指示書の記載事項は歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）で定められている。
- 近年、開設者の届出が行われていない歯科技工所の存在が報告されており、こうした課題について、「歯科技工士の業務の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において議論を行ってきた。

- 令和7年8月6日に開催した検討会（第5回）においては、都道府県等が「届出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与すること」及び「歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書の記載事項について検討」することに関して議論が行われ、見直しの方向性が了承された。
- これを踏まえ、国民に安心・安全な補てつ物等を提供する観点から、歯科技工所の質を担保するため、必要な省令改正を行う。

（2）制定の内容

- 歯科技工士法施行規則について以下の改正を行う。
 - ・ 歯科技工所の開設の届出があった場合に、都道府県知事等は、開設者に対して、歯科技工所番号を通知しなければならないこととする。
 - ・ 歯科医師による歯科技工指示書の記載事項に、当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、歯科技工所番号を追加することとする。
 - ・ 様式第3号について、「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その歯科技工所番号を記載することとする。
- 所要の経過措置を設ける。

（3）施行期日

- 施行期日：令和8年10月1日

2. 施行に向けた対応について

- 改正省令の施行に向けて、既存の歯科技工所についても、歯科技工所番号を付与することが必要となるため、都道府県等が歯科技工所の実態を適正に把握する観点から、既存の歯科技工所の活動の実態についても確認等をお願いしたい。確認に当たり、例えば、次のような場合は、事実上廃止状態にあることが確認されたものとして、実務上は廃止された歯科技工所と同様に取り扱っても差し支えないため、必要に応じて対応をすること。なお、歯科技工所の実態を把握・確認する際は、当該歯科技工所の付近の同業者または関係団体に当該歯科技工所の状況等を参考として聴取することが望ましい。
 - ・ 当該歯科技工所の建物がない場合
 - ・ 建物はあるが、無人である場合
 - ・ 建物はあるが、居住者または家主が第三者であって、前任者である開設者の所在を知らない又は開設者が廃止手続きをとることができない状態である場合
- また、法第32条において、法第21条第1項又は第2項に違反する場合、30万円以下の罰金に処することとされている。貴職におかれては、改正の趣旨も踏まえ、引き続き歯科技工所の開設の届出が適切になされるよう努めていただくようお願いする。